

生駒市図書館情報検索端末の設置及び利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市図書館（分館・図書室を含む。以下「図書館」という。）内に設置する情報検索端末（以下「端末」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 情報提供の一環として、従来の図書や雑誌等の紙媒体に加え、インターネット上の情報についても利用機会を提供することにより、市民等の調査研究等に資するため、図書館内に端末を設置する。

(管理者)

第3条 端末の管理者は図書館長とする。

(利用時間)

第4条 端末の利用できる時間は、生駒市図書館条例施行規則（昭和62年3月15日教委規則第1号）第3条に定める開館時間内とする。

2 端末の利用時間は、1人につき1回30分以内とし、次に利用を待つ者がいない場合、30分を限度として延長することができる。ただし、端末の利用は、1人につき1日最長1時間までとする。

3 端末を利用しようとする者は、端末を利用する日時を指定することはできない。

(利用の手続き)

第5条 端末を利用しようとする者は、情報検索端末利用申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、提出しなければならない。その際、図書館利用券又は氏名と住所が記載された身分証明となるものを提示しなければならない。

(遵守事項)

第6条 端末の利用者は、善良な注意をもって端末を取り扱うものとし、係員の指示に従わなければならない。

2 端末の利用者は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 調査研究を目的としない利用
- (2) 有料コンテンツの利用
- (3) 公共の場での閲覧にふさわしくない情報の閲覧
- (4) データの送受信
- (5) ダウンロード、ソフトウェアのインストール又は端末の設定変更
- (6) 自らが持ち込んだ機器の接続
- (7) 法令に違反する行為若しくは違反するおそれのある行為又は他人の人権を侵害する行為
- (8) 端末やネットワーク上の情報に危害を加えようとする又は危害を加える行為

(9) その他これらに準ずる行為

(利用の制限)

第7条 管理者は、端末の利用者が前条に違反した場合は、端末の利用を制限又は禁止することができる。

(端末機能等の制約)

第8条 管理者は、端末で利用できる機能及び閲覧できる情報について、フィルタリングソフト等による制約を設けることができる。

(損害賠償)

第9条 管理者は、端末の利用者がインターネットを利用することにより、又は端末を利用できなかったことにより生じたいかなる損害についても責任を負わないものとする。

2 端末の利用者が、端末やデータに損害を与えた場合は、端末の利用者（未成年の場合はその保護者）が責任を負うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、端末の利用に関し、必要な事項は図書館長が定める。

附則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。